

『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編 2025年版

— 人員・設備・運営基準とその解釈』

— 追 補 —

本書の発行後、9月10日に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府令第80号）」が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日施行）。

また、9月16日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第82号）」が公布され、乳幼児健康診査の取扱いに関する改正が行われました（公布日施行）。

これらにより、本書収載の下記3件の省令が改正されています。

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

その後、9月29日に「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等等の一部を改正する告示」（厚生労働省告示第261号）が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記2件の告示が改正されています。

- ◎指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
- ◎指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）

また、9月30日に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示」（こども家庭庁告示第5号）が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記2件の告示が改正されています。

- ◎指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
- ◎障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

さらに同日（9月30日）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（こども家庭庁・厚生労働省告示第8号）が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記告示が改正されています。

- ◎指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）

これら一連の改正を踏まえ、本書収載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

（更新日：2025/10/9）

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
第5 指定障害児通所支援 ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）				
519頁	「基準省令」欄 上から8行目	一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあつては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所</u>にあつては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）</u>。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	2025/10/1 施行
522頁	「基準省令」欄 下から1行目	二 児童指導員及び保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあつては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）	二 児童指導員及び保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあつては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）	2025/10/1 施行

541頁	「基準省令」欄 上から15行目	2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる <u>健康診断</u> が行われた場合であって、当該 <u>健康診断</u> がそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる <u>健康診断</u> の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u> が行われた場合であって、当該 <u>健康診断等</u> がそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる <u>健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr><tr><td>乳児又は幼児に対する健康診査</td><td>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	2025/9/16 施行
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断													
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断													
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断													
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断													
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断													
572頁	「基準省令」欄 2つ目 上から8行目	一 児童指導員又は保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所</u> にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る <u>国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	一 児童指導員又は保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所</u> にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る <u>地域限定保育士</u> 又は当該事業実施区域に係る <u>国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	2025/10/1 施行										
586頁	「基準省令」欄 上から7行目	一 児童指導員又は保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u> にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る <u>国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごと	一 児童指導員又は保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u> にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る <u>地域限定保育士</u> 又は当該事業実施区域に係る <u>国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この条において	2025/10/1 施行										

		にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	
591頁	「基準省令」欄 2つ目 上から9行目	一 児童指導員又は保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所</u> にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。） 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	一 児童指導員又は保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所</u> にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	2025/10/1 施行
594頁	「基準省令」欄 下から11行目	2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所</u> にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。	2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所</u> にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。	2025/10/1 施行

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
第6 指定障害児入所施設等 ◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）				
621頁	「基準省令」欄 下から17行目	三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>以下この号において同じ。）	三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（第52条第1項第2号において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（第52条第1項第2号において「事業実施区域」という。）内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（同号において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（同号において「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。</u>以下この号において同じ。）	2025/10/1 施行
624頁	「基準省令」欄 上から21行目	三 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（<u>第52条第1項第2号</u>において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3㎡以上とすること。	三 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（<u>第28条第2項の表及び第52条第1項第2号</u>において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3㎡以上とすること。	2025/9/16 施行

638頁	「基準省令」欄上から13行目	2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断</u>がそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断</u>の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td><td>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断等</u>がそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td><td>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	2025/9/16 施行
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断													
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断													
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断													
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断													
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>													
655頁	「基準省令」欄上から4行目	第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	2025/10/1 施行										
664頁	「基準省令」欄上から7行目	二 児童指導員及び保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）	二 児童指導員及び保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）	2025/10/1 施行										

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
第2編	指定基準に基づく関係告示及び通知			
第1	関係告示 — サービス提供者			
◎指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）				
739頁	左の段 上から3行目	(二) 次のaからeまでに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にあるa、c若しくはdに規定する施設、bに規定する事業を行う場所又はeに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	(二) 次のaからeまでに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（ <u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(二)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にあるa、c若しくはdに規定する施設、bに規定する事業を行う場所又はeに規定する機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u> ）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	2025/10/1 適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
◎指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）				
748頁	左の段 下から2行目	ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下このハにおいて「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	2025/10/1 適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
◎指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）				
753頁	左の段 下から9行目	ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下このハにおいて「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	2025/10/1 適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
◎指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）				
758頁	左の段 下から8行目	ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士<u>（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</u>、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間	ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士<u>（児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下このハにおいて「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）</u>、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間	2025/10/1 適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考										
第 3 編 関係法令 ― 障害児入所施設等														
◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）（昭和23年12月29日厚生省令第63号）														
1056頁	左の段 下から 1 5 行目	第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、 法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。	第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、 法第33条の10第 1 項各号に掲げる行為その他当該児童の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	2025/10/1 施行										
1057頁	右の段 上から 1 0 行目	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の 表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当 該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全 部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げ る健康診断の全部又は一部を行わないことができる。こ の場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の 上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならな い。 <table><tr><td>児童相談所等におけ る児童の入所前の健 康診断</td><td>入所した児童に対する 入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校 における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨 時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等におけ る児童の入所前の健 康診断	入所した児童に対する 入所時の健康診断	児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は臨 時の健康診断	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の 表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法 （昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健 康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項にお いて「健康診断等」という。）が行われた場合であつ て、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康 診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同 欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことがで きる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞ れ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければ ならない。 <table><tr><td>児童相談所等におけ る児童の入所前の健 康診断</td><td>入所した児童に対する 入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校 における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨 時の健康診断</td></tr><tr><td>乳児又は幼児（以下 「乳幼児」とい う。）に対する健康 診査</td><td>入所した乳幼児に対す る入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨 時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等におけ る児童の入所前の健 康診断	入所した児童に対する 入所時の健康診断	児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は臨 時の健康診断	乳児又は幼児（以下 「乳幼児」とい う。）に対する健康 診査	入所した乳幼児に対す る入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨 時の健康診断	2025/9/16 施行
児童相談所等におけ る児童の入所前の健 康診断	入所した児童に対する 入所時の健康診断													
児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は臨 時の健康診断													
児童相談所等におけ る児童の入所前の健 康診断	入所した児童に対する 入所時の健康診断													
児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は臨 時の健康診断													
乳児又は幼児（以下 「乳幼児」とい う。）に対する健康 診査	入所した乳幼児に対す る入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨 時の健康診断													
1060頁	左の段 上から 1 5 行目	第49条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症 状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次 項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害 児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法 第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある福祉 型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条に おいて同じ。））、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児	第49条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症 状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次 項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害 児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（認定地 方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある福祉型障 害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団 体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に 係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において	2025/10/1 施行										

		児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	
1062頁	左の段 上から20行目	第58条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>次項及び第5項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。	第58条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>次項及び第5項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。	2025/10/1 施行
1063頁	左の段 上から21行目	第63条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。	第63条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u><u>第三項</u>において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。	2025/10/1 施行

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
◎障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）				
1067頁	右の段 下から19行目	ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>）、設備運営基準第43条第1項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下このロにおいて「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下このロにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関</u>にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る<u>児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>）、設備運営基準第43条第1項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、〔以下略〕	2025/10/1 適用